

## 平成29年度 第5回理事会の開催

平成29年度 第5回理事会が、平成29年12月15日、日本獣医師会会議室において開催された。本理事会では、議決事項として、「第1号議案 諸規程の一部改正に関する件」、「第2号議案 賛助会員入会に関する件」について審議し、承認された。協議事項として、「1 日本獣医師会創立70周年記念行事の開催に関する件」、「2 日本獣医師会・大韓獣医師会・台湾獣医師会の獣医学術協定に関する件」について協議し、了承された。続いて説明・報告事項として、「1 中間監査結果の報告に関する件」、「2 世界獣医師会評議員・アジア・オセアニア地域の選任に関する件」、「3 獣医学術学会年次大会の開催に関する件」、「4 2017、2018動物感謝デー in JAPAN “World Veterinary Day” の開催に関する件」、「5 政策提言活動等に関する件」、「6 特別委員会に関する件」、「7 部会委員会に関する件」、「8 動物看護師統一認定機構からの回答に関する件」、「9 職務執行状況に関する件（業務運営概況等を含む）」、「10 その他」について説明、報告がなされた。連絡事項として、「1 当面の主要会議等の開催計画に関する件」、「2 日本獣医師連盟の活動報告に関する件」が説明された（第5回理事会の議事概要は下記のとおり）。

### 平成29年度第5回理事会の議事概要

I 日時：平成29年12月15日（金）14:00～17:30

II 場所：日本獣医師会 会議室

III 出席者：

【会長】 藏内勇夫

【副会長】 砂原和文、村中志朗

酒井健夫（学術・教育・研究兼獣医学術学会担当職域理事）

【専務理事】 境 政人

【地区理事】 高橋 徹（北海道地区）

渡邊 健（東北地区）

鳥海 弘（関東地区）

天野芳二（東京地区）

松澤重治（中部地区）

玉井公宏（近畿地区）

春名章宏（中国地区）

塩本泰久（四国地区）

草場治雄（九州地区）

【職域理事】 西川治彦（産業動物臨床）

横尾 彰（家畜共済）

加地祥文（公衆衛生）

木村芳之（動物福祉・愛護）

【監事】 浦山良雄、柴山隆史、鈴木一郎

【オブザーバー】

北村直人（日本獣医師連盟委員長）

（欠席） 大林清幸（小動物臨床）

川嶋和晴（家畜防疫・衛生）

栗本まさ子（特任）

IV 議事：

【決議事項】

第1号議案 諸規程の一部改正に関する件

第2号議案 賛助会員入会に関する件

【協議事項】

1 日本獣医師会創立70周年記念行事の開催に関する件

2 日本獣医師会・大韓獣医師会・台湾獣医師会の獣医学術協定に関する件

【説明・報告事項】

1 中間監査結果の報告に関する件

2 世界獣医師会評議員・アジア・オセアニア地域の選任に関する件

3 獣医学術学会年次大会の開催に関する件

4 2017、2018動物感謝デー in JAPAN “World Veterinary Day” の開催に関する件

5 政策提言活動等に関する件

6 特別委員会に関する件

7 部会委員会に関する件

8 動物看護師統一認定機構からの回答に関する件

9 職務執行状況に関する件（業務運営概況等を含む）

10 その他

【その他の報告・連絡事項】

1 当面の主要会議等の開催計画に関する件

2 日本獣医師連盟の活動報告に関する件

V 会議概要：

【会長挨拶】

1 冒頭、藏内会長から次の挨拶がなされた。

役員各位におかれては、師走でご多忙のところ、本理事会へ出席いただきお礼申し上げます。

数日前から日本列島は寒気に覆われ、各地で被害が出ているが、各位におかれては十分健康に留意され活躍いただきたい。

8月から10月にかけて開催された地区大会・学会へは、われわれ役員が分担して出席させていただいたが、いずれの地区でも温かく迎えていただき、会議等では活発に論議いただき改めてお礼申し上げます。

また、9月30日、駒沢公園に会場を戻して開催した動物感謝デーは、天候にも恵まれ、地方獣医師会等の支援により盛会裏に終了することができ、関係各位に感謝申し上げます。

11月27日、日本医師会館において、厚生労働省の主催、農林水産省、日本医師会及び本会の共催で開催した「ワンヘルスに関するシンポジウム 一薬剤耐性(AMR)を考える―」、さらに12月9日、東京大学弥生講堂において、全国大学獣医学関係代表者協議会及び日本獣医学会の主催、本会の協力で開催された「連携シンポジウム 一獣医師の社会的役割と、その教育の今」については、多くの参加者を得て、大変有意義な講演、熱心な議論がなされた。今年を振り返ると、獣医師や獣医師会が各種マスコミに取り上げられ一躍有名になった年であるが、今後、十分に課題を論議し、社会の理解に努めたい。

8月には、韓国の仁川で世界獣医師大会が開催され、その中で日本、韓国、台湾の東アジア3カ国で学術協定を締結することとなったので、本日、理事会でも協議いただく予定である。

また、世界獣医師会のアジア・オセアニア地区評議員に酒井副会長が就任され、早速12月9日にアムステルダムで開催された評議員会に出席されたところである。

なお、特区による獣医学部の新設等について、北村日本獣医師連盟委員長から、進捗状況等についてご報告いただく予定である。

本日、午前中に中間監査が行われ、監査講評の中で指摘された事項については、十分検討を重ねたいと考えている。

本日は、本年最後の協議の場となるので、忌憚のないご意見をお寄せいただき有意義な会議となるようお願い申し上げます、挨拶とさせていただきます。

2 定款第40条の規定に基づき、藏内会長が議長に就任し、以下の議事が進められた。

#### 【議決事項】

#### 第1号議案 諸規程の一部改正に関する件

(1) 境専務理事から、①本会では個人情報保護等情報セキュリティ強化対応の一環として、平成30年度までに(一社)日本情報経済社会推進協会によるプライバシーマーク取得の作業を進めている。このため本会の個人

情報セキュリティをJIS規格(JIS Q 15001)に定めるPMS(個人情報保護マネジメントシステム)に準拠させる必要があることから、本会の個人情報保護の考え方を示す「日本獣医師会個人情報保護方針」(平成27年9月公表)を一部改正すること、また、個人情報保護法に基づく個人情報の適切な取扱いを規定した「日本獣医師会個人情報管理規程」(平成27年9月制定・改廃は理事会承認事項)については、その時の状況に応じて改正・変更等を行う必要があることから、その改廃については会長の承認事項として取扱うこと、②平成27年の労働者派遣法の改正により、同一の派遣労働者を派遣先の同一の事業所に対する派遣可能期間が3年を限度とされたため、派遣労働者の中で本会職員として雇用しても適正と判断できる者を本会正規職員として、また併せて、派遣労働者以外の形態で雇用している非正規職員(嘱託職員、アルバイト職員等)を正規職員として雇用できるよう、「日本獣医師会職員就業規則」を一部改正すること、さらに、上記の一部改正により、関係する「日本獣医師会給与規程」、「日本獣医師会嘱託職員等就業規則」をそれぞれ一部改正することについて、理事会の承認が求められた。

(2) 質疑応答として、①「個人情報保護方針」の改正条文のうち、「6 本会は、個人情報保護マネジメントシステムの有効性を保つため、定期的に内部監査、見直しを実施し継続的に改善します。」は、文章の整合性が取れないため、「マネジメントシステムの保全のため、内部監査、見直しを定期的に実施し、改善します。」としてはいかがか。②「就業規則」の改正条文のうち「41条」の「4 会が…」は、他規定と同様「本会が…」とし、以降も同様に統一すると良い。③「第42条」の「(3) 身体」は何を審査するのか。④本会の中長期的な財務状況に照らし、正規職員でなく、臨時、あるいは外注という形で対応する方針であったが、今後、状況により今回の雇用が本会財政に影響する際の対策は想定されたのか等の質疑・意見が出された。

これに対して、境専務理事から、①については、見直しは定期的ではなく、必要に応じて随時行うべきものであり、この点を誤解されないよう、専門家と相談しながら語句の統一とあわせて適切な表現に改めた。②については、規程間の用語の統一については、本日を承いただき、別途報告させていただきたい。③については、面接の際、提出された健康診断書を参考に審査するということである。④については、現状、業務量の増加に伴い、職員の超過勤務も増加しており、適正な業務遂行体制の整備という観点で監事からも必要な職員配置の指摘もあり、理事会等に報告しな

がら対応したい旨説明された。補足して、柴山監事から、人員配置が必要であるという提言を踏まえ、時間外手当の支出も含め検討した上での方針決定と理解している旨説明がなされた後、異議なく承認された。

## 第2号議案 賛助会員入会に関する件

境専務理事から、入会申込みのあった学生個人会員2名について入会の可否が諮られた後、本議案は異議なく承認された。

### 【協議事項】

#### 1 日本獣医師会創立70周年記念行事の開催に関する件

境専務理事から、平成30年11月30日（金）14時からパレスホテル東京において、本会創立70周年記念行事を開催することとし、式典（開会の辞、日本獣医師会会長挨拶、来賓祝辞、来賓紹介・祝電披露、事業報告、功労者表彰、受賞者代表謝辞、閉会の辞）、記念講演、祝賀会（開会挨拶、来賓祝辞、乾杯、祝宴、万歳三唱、閉会挨拶）の順で挙行予定であり、午前中に全国獣医師会会長会議を開催する予定である旨説明された。

質疑応答として、開催目的を説明すべきとの意見があり、境専務理事から、10年を振り返り、10年後を見据えた対応方針として、正会員、あるいは構成獣医師との連携強化等が目的と考えられること、さらに藏内会長から功労者表彰も重要であり、これらの点について必要に応じ説明したい旨説明された後、了承された。

#### 2 日本獣医師会・大韓獣医師会・台湾獣医師会の獣医学術協定に関する件

境専務理事から、この覚書の目的は、3カ国の相互の協力、獣医学水準の向上及び国際支援に資すること並びに2016年、福岡県北九州市において“*One Health*”の推進のために調印された「福岡宣言」の考え方を具体化すること、内容は、獣医師と獣医学生の情報の共有、定期的な協力として、3カ国の持ち回りにより各国で開催する獣医学大会への参加及び大会における3カ国による意見交換会または合同プログラムの開催としていること、本覚書の有効期間は、調印日から3年間としていることが説明され、了承された。

### 【説明・報告事項】

#### 1 中間監査結果の報告に関する件

柴山監事から、監査報告（平成29年4月1日から平成29年9月30日までの平成29年度上半期終了時における理事の職務の執行状況）として、①理事及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び使用人等からその職務執行状況について報告を

受け、必要に応じ説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査した。②当該事業年度上半期に係る事業報告、会計帳簿または関係資料の調査による当該事業年度上半期に係る計算書類を検討した。③事業報告は法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認める。理事の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められない。計算書類は法人の財産及び損益の状況をすべて重要な点において、適正に示しているものと認める旨報告された。なお、意見として、①前回理事会で提案のあった、獣医学術学会年次大会HPの参加登録システムの稼働については、速やかに対応された。これは時間外労働で対応されたようだが、緊急対応の他、各事務職員が日常業務でも効果的かつ効率的に事務を処理し、職業人としての誇りと自覚を持って、担当者間や上司に提案・連携するとともに、そうした提案が容易にでき評価される職場環境の維持整備に努め、適切な指示によって業務の質の向上と働き方改革が推進される旨期待する。②職員の人員確保について、非正規労働者の正規雇用職員への転換において厚生労働省のキャリアアップ助成金の申請・活用を検討されており、容認されれば経費が削減できると思われる。③IT化情報インフラについて、現在、委員会が活発に開催されて成果が上がっており、また、昨年4月より実施されている学術誌への電子投稿により投稿数が増加する等、確実な結果に結びついている。委員会については、すでに経費節減のためにメール会議等も活用されているが、その他、ホームページ上に委員会ごとに会議室機能を設け、進行状況や議事概要などを掲載するとともに、投稿可能者を地方獣医師会等に限定して、関連意見の収集ができるようなシステムの導入について検討を提案する。④全国的に災害が多発する中で、国際的な役割の増大、そして、地方獣医師会との連携強化を考慮して、危機管理という観点を踏まえ、業務執行理事としての地区理事の職責、執行体制について、再検討する時期が来ていると考える旨説明された後、了承された。

#### 2 世界獣医師会評議員・アジア・オセアニア地域の選任に関する件

境専務理事から、欠員となっていた世界獣医師会におけるアジア・オセアニア地域の評議員について、このたび選挙の結果、2020年の総会までの任期として酒井副会長が選任された旨報告がなされ、酒井副会長から、藏内会長はじめ理事各位のご指導ご支援により評議員に選出いただいた。本会に必要な情報の収集、海外活動の活性化の他、WVAにおける財政、未加盟国等の課題について理事各位の指導をいただきながら対応したい旨の挨拶がなされた後、了承された。



### 3 獣医学術学会年次大会の開催に関する件

境専務理事から、平成29年度については、平成30年2月10日(土)～12日(月・振休)、別府国際コンベンションセンター(ビーコンプラザ)において大分県獣医師会共催(大分県獣医師会運営委託・九州地区獣医師会連合会協力開催形式)により、平成30年度については、平成31年2月8日(金)～10日(日)、新横浜プリンスホテル(予定)において神奈川県獣医師会共催(神奈川県獣医師会運営委託・関東地区獣医師会連合会協力開催形式)により開催する予定である旨説明され、本年度の年次大会の事前登録は、12月15日現在で、インターネットでの登録が581名である旨説明がなされた。補足して、草場理事から、九州地区の各県獣医師会においては構成会員の登録取りまとめを行っている旨説明がなされた。

### 4 2017, 2018 動物感謝デー in JAPAN “World Veterinary Day” の開催に関する件

境専務理事から、「2017動物感謝デー in Japan “World Veterinary Day”」の開催概要として、平成29年9月30日(土)10～17時、東京都立駒沢オリンピック公園中央広場で開催し、来場者は約29,000名、出展74件で盛會裏に終了することができた。「2018動物感謝デー in Japan “World Veterinary Day”」については、本会創立70周年記念行事の翌日、平成30年12月1日(土)10～16時、東京都立駒沢オリンピック公園中央広場において、関係省庁、地元自治体、関係団体からの後援、全国55の地方獣医師会、16の獣医学系大学をはじめ、関係機関・団体・企業から協賛・協力を得て、開催する予定であり、多くの参加者を期待している旨説明された。

### 5 政策提言活動等に関する件

(1) 境専務理事から、文部科学省の大学設置・学校法人審議会が獣医学部新設の認可答申をされたことから、平成29年11月10日付け文書により、本会は、新たな獣医学部の教育が文部科学省の強い指導の下、国際水準に到達することを強く願うとし、公益社団法人として引き続き同省、獣医学系大学等と連携しながら、わが国の獣医学教育が国際水準に到達し、わが国獣医療の発展と“One Health”の推進をはじめ国民生活の向上に貢献できるよう尽力する旨表明した。また、11月中旬に日本獣医師連盟と連名で麻生太郎獣医師問題議員連盟会長、森幹事長、北村事務局長及び公明党獣医師問題議員懇話会あて「獣医師及び獣医療に関する施策の整備・充実に関する要請」を行った。内容は、①獣医師の処遇改善等として、地域及び職域偏在是正のため、獣医師独自の給料表の創設等、公務員獣

医師及び産業動物獣医師の処遇改善並びに獣医学生への就業誘導対策の充実、女性獣医師の復職支援及び継続就業可能な職場環境の整備について、②動物愛護管理施策の整備・充実として、平成30年度を目途に販売用の犬及び猫へのマイクロチップ装着の義務付け、個体識別情報の管理体制の整備等への必要な施策の実施、平成30年度に改正予定の動物愛護法の附則における狂犬病予防法の一部改正による、犬の登録制度における鑑札及び注射済票のほかマイクロチップの装着・登録の代替方法としての追加、わが国の犬及び猫の飼育頭数の減少傾向に対する家庭動物飼育による健康で豊かな人と動物の共生社会の構築に向けた活動支援、③獣医療及び感染症等危機管理施策の整備・充実として、家畜伝染病や人と動物の共通感染症に対する防疫体制の整備・充実(特に農研機構動物衛生研究部門について、動物検疫所及び動物医薬品検査所と一括統合して国の機関として位置付け、国際化に対応できる動物衛生業務実施体制の充実・強化を図る)、“One Health”の考え方を普及し、効率的な人と動物の共通感染症対策の実施の他、薬剤耐性(AMR)対策、医学・獣医学教育の改善・整備等を推進するため、医師と獣医師の連携体制の構築及び関連施策の支援、獣医療提供の質の確保としてのチーム獣医療提供体制の整備・充実のため、動物看護師の国家資格化とともに動物取扱責任者としての資格付与に向けた法整備の実施について要請した。補足して北村委員長から、その他、自由民主党の三役である幹事長、政調会長、総務会長にも要請しており、すでに女性獣医師支援は農林水産省で予算化されている一方、犬猫の飼育頭数の減少についても衆参議員宿舎でのペット飼養を認可する方向であり、さらに薬剤耐性も国策として取組みが進んでいる旨が説明された。

(2) 質疑応答として、①要請書の「販売用の犬猫」と動愛法の附則にある「販売の用に供される犬・猫」は解釈が異なり、「販売用」では売れなくともすべて挿入すると理解されるので、「販売される」とした方がよい。②この解釈は「販売」うんぬんでなく、動愛法のみならず、狂犬病予防法の登録の観点からも日本で生まれた子犬には漏れなくマイクロチップを挿入するという考え方と理解すべきである。③動愛法改正後5年間は繁殖業、販売業を対象とするが、本会の動物愛護部会では処分される動物をなくすという目的で全頭挿入を最終目的としている。④要請については、災害関連法の中には、獣医師の記載が欠落しているため、災害時の動物救護、災害時の人と動物の公衆衛生についても要請願いたい旨意見等が出され、境専務理事から、①については「販売の用に供される」は法律用語であり、実際、「販売の用に供されたとき」にマイク

ロチップが装着されることになり、どの段階で挿入するかということも明確になると考えられる。北村委員長から、本件に大変関心をもっている国会議員もいるが、内容を正確に理解していない方もおり、本会、部会の考え方を集約し、地方獣医師会から地元出身の国会議員へ説明する必要があると考えている。藏内会長から、ご意見を踏まえ今後要請文を作成したい旨説明され、了承された。

## 6 特別委員会に関する件

- (1) 境専務理事から、①狂犬病予防体制整備検討委員会については、11月28日に第1回委員会を開催し、検討テーマとなる地方獣医師会における関係業務に対する具体的取組み、ワクチンの安定確保と供給、日本獣医師会における狂犬病予防普及啓発のための広報戦略について説明された後、鑑札の代替措置としてマイクロチップによる登録管理の一元化、地方獣医師会による市町村事務の支援の在り方、山間部等を考慮した一括事業受託の課題等について議論がなされた。②薬剤耐性(AMR)対策推進検討委員会については、11月6日に第1回委員会を開催し、わが国における取組み、小動物臨床現場における抗菌剤の使用状況、抗菌薬使用量と耐性菌出現率の関係等が説明された後、動物の生命保護を前提とした慎重使用の徹底、現場実態を考慮した提言の必要性について議論された。③マイクロチップ普及推進検討委員会については、11月13日に第1回委員会を開催し、動愛法改正の対応方針等要請事項等について説明された後、MC動物登録事業の地方獣医師会との連携、狂犬病予防事業を踏まえた取組み等について議論し、来年の動愛法の改正を踏まえ、今年中に要請を行うこととされた。④家庭動物飼育環境健全化検討委員会については、10月26日に第1回委員会を開催し、家庭動物飼育環境健全化の取組みとして「地域包括ケアシステム」等が紹介された後、飼育減少の一因として動愛法規制強化によるホビーブリーダーの減少、対応策としてペットの飼育により豊かな人生を送れるというイメージ喚起、寄付金による飼育推進TVCMの放映等の意見が出された。さらにマイクロチップの法的な義務化を想定した、マイクロチップによる動物個体登録事業についての地方獣医師会との連携と将来構想について説明がなされ、本会での動愛法の登録情報の他、市町村の委託により狂犬病予防法に基づく犬の登録情報、さらに付加価値サービス(アニマルクラスター)情報も加え一括管理することを前提に、飼い主から会員構成獣医師、会員構成獣医師から地方獣医師会、地方獣医師会から本会へ情報等が伝達されるシステムの構築について説明された。
- (2) 質疑応答として、①アニマルクラスター構想は、犬

のみを想定しているのか。②非会員獣医師が狂犬病予防接種した際、飼い主が届け出をしない事例の増加が危惧される。③マイクロチップの全頭義務化により登録情報が更新され、済み票は不要となることから市町村はデータ管理の一元化は歓迎する。④チャート図から市町村にある原簿の提供が考えられ、その際は飼い主の同意書等が必要と思われる。⑤市町村に事務移管した際、業者に委託し、システムをコンピュータ化した地方獣医師会もあり、これらの整理も必要である旨の意見等が出された。

これに対して、境専務理事から、①については動愛法の趣旨に基づき猫も対象としたい。②については、提案は構成獣医師を対象とした仕組みだが、地方獣医師会で検討いただきたい。非会員が接種した際、飼い主は自分で登録をする手間が生じることとなり、登録、予防接種が一括で済む本システムの利便性が理解されれば、普及推進の一助となると思われ、一方、人的財的に苦慮している市町村にとっても受け入れやすい。補足として、村中副会長から、犬猫の寿命を考慮すると本システムの稼働後、15年を経過すれば、全頭がマイクロチップによる登録システムで管理されることになる。さらに藏内会長から、議員立法の動愛法と狂犬病予防法の調整をする必要があり、本会での一元化は困難な面もあるが、データの所有等を含め、さらに議論を深め、取組みを進めたい旨説明された。

## 7 部会委員会に関する件

境専務理事から、各部会委員会の開催状況が説明された後、各担当部会長である職域理事等から次のとおり説明がなされ、本件は了承された。

- (1) 酒井部会長から次のとおり説明がなされた。

獣医学術部会の学術・教育・研究委員会については、9月6日に第20回委員会を開催し、今期検討テーマのうち、生命倫理ガイドラインの策定については、倫理の課題に関連して、農林水産省動物医薬品検査所の担当官、日本獣医再生医療学会の関係者から、同分野のガイドラインの作成について説明を受けた後、意見交換を行い、今後、本ガイドラインの策定を踏まえ、議論を深めることとした。また、獣医学教育の整備状況の検証と支援については、本年度から開始される参加型臨床実習、特に産業動物の臨床実習が遅れていることから、大学関係者と実習受入れ先団体で構成する獣医学実践教育推進協議会と連携しながら、本委員会に設置したワーキンググループで検討を進めることとした。さらに国際交流と本会の役割については、獣医国際交流検討委員会で検討する旨確認した。

- (2) 大林理事の代理として、境専務理事から次のとおり



説明がなされた。

小動物臨床部会における小動物臨床委員会については、9月12日に第20回委員会を開催し、検討テーマのうち、認定動物看護師の職域確保と公的資格化については、動物看護職の行う獣医療行為の検討は環境省単独では困難であること、動愛法改正時に付帯決議された「動物看護師」の文言は動物取扱責任者の資格要件となること、本法は議員立法であるため、議員への要請を前提に議論すること、看護師の業務範囲を明確にし、機を逸することなく、要請活動を実施する必要があること等の意見が出された。また、認定看護師の処遇改善については、現在、認定動物看護師は教育機関から年間2,000人が卒業するが、8大学の卒業生でも小動物臨床現場に就業する者は3～5割と少なく、本職に魅力を感じていない。これは処遇に要因があり、加入保険が国民健康保険という動物病院は希望者が少ない傾向にある等の意見が出された。なお、特別委員会との検討・成果を踏まえた具体的モデル事業の検討については、家庭動物飼育環境健全化検討委員会の支援方策を具体化することとしたい。その他、若い小動物臨床獣医師の獣医師会未加入の課題について意見交換がなされた。

(3) 加地理事から次のとおり説明がなされた。

家畜衛生部会及び公衆衛生部会における家畜衛生・公衆衛生委員会については、9月12日に第1回委員会を開催し、処遇改善の取組みについては、各委員の地元自治体での欠員の状況、そのための中途採用、採用年齢延長等の方策が説明され、さらに福岡県で特別獣医職給与表が導入された事例を各自自治体において採用するためには地方獣医師会の支援が不可欠であるとされた。また、医師会との連携強化に向けた行政側からの支援対策については、連携シンポジウム等では医師会の会員に興味を持つテーマ、たとえば食中毒やSFTSとすると参加者が増加すること、医師会との連携には行政の関与が重要であること、さらに見学型あるいは体験型の家畜衛生・公衆衛生実習への協力体制については、既存のVPキャンプに家畜衛生分野も包含し、システム化していくこととし、次回委員会では獣医学教育の国際水準化への支援について協議することとされた。

(4) 木村理事から次のとおり説明がなされた。

動物福祉・愛護部会における動物福祉・愛護委員会については、10月20日に第1回委員会を開催し、まず、犬及び猫へのマイクロチップ義務付けについて、データの統一管理、全頭登録の義務化の議論の他、犬・猫販売者における飼育基準にかかる規制と獣医師との連携等については、生業という立場の業者と、動物福祉の観点での獣医師の調整は難しいこと、一

方、幼齢（8週齢未満）の犬または猫に係る販売等の制限については、環境省で検討しているが、科学的根拠を示すことは困難であること等の意見が出された。また、獣医師による動物の虐待発見時における関係機関への通報については、構成獣医師へ通報義務がある旨周知する必要があること、さらに動物看護師の資格要件の策定及び国家資格または免許制度の創設については、大卒の看護師が増加する中、飼育頭数の減少等の状況下で十分な待遇で動物看護師を雇用するためには、その人件費分を飼い主に負担させることになる等の意見が出された。その他、動物病院における安楽殺処置の基準の必要性についても意見交換がなされた。

学校動物飼育支援対策検討委員会については、9月22日に第1回委員会を開催し、今期テーマのうち、がっこう動物新聞の発行については、本会単独で発行すべきである等の意見があり、地方獣医師会におけるアンケート調査については、獣医学術学会年次大会でのシンポジウムは時間の関係から2名の講演に留め、拡大会議において調査結果報告する予定とした。また、従来の調査に加え飼育の実態調査も考慮すべきとの意見が出された。その他、動物の飼育が人の生活、子どもの情操教育に優良である旨が研究されているが、文部科学省では、メダカ、カブトムシ等もその対象としている。しかし、実際には血の通う生き物のぬくもりが重要と考えられ、この点について科研費等で研究発表することについても議論することとされた。

## 8 動物看護師統一認定機構からの回答に関する件

境専務理事から、前回理事会でご指摘いただいた、動物看護師統一認定機構における認定動物看護師登録証の交付の遅滞については、10月12日付け29日獣発第215号「認定動物看護師登録証の早期交付について（要請）」により本会から動物看護師統一認定機構あてに、今後、申請書受理後、おおむね1カ月で登録証を交付できるよう事務処理の改善を図ること、交付までに要する期間については、標準期間を定め公表するよう要請したところである。これに対して、機構長から11月22日付け公文書をもって、本件については従来最短でも1～2カ月を要し、さらに申請書の不備等の確認作業に時間を要していたが、このたび委託業者と協議し、来年の4月以降、おおむね1カ月で交付できるよう処理作業を改善するとともに、標準的な処理期間を定め、ホームページに公表することとした旨回答を得たことが説明された。

## 9 職務執行状況に関する件（業務運営概況等を含む）

境専務理事から、平成29年9月1日以降11月30日までの業務概況等について説明がなされた。

## 10 そ の 他

- (1) 木村理事から、10年に1度の「獣医療を提供する体制の整備を図るための基本方針」の見直し実施されると仄聞したが、本件について情報を提供願いたい旨要望があり、境専務理事から、平成30年から獣医事審議会で平成42年までの基本方針を検討されるものと思われ、本指針に基づき都道府県では「獣医療を提供する体制の整備を図るための計画書」を策定することになる旨説明された。
- (2) 草場理事から、12月3日、福岡県において、福岡県医師会70周年記念式典と横倉会長の世界医師会長就任披露パーティーが開催された。全国の医師会長を含め、400人の来賓が出席される中で、藏内会長から“One Health”の取組みについてわかりやすく説明された。一方、横倉会長の挨拶の中で、今回の会長就任はスペインのマドリッド、さらに北九州で開催された“One Health”に関する国際会議への取組みが評価されたと考えている旨発言された。このことにより地方医師会においても地方獣医師会への理解が深まったと考えている。今後、“One Health”の取組みが処遇改善にも繋がることを理解いただき、各地域におかれても医師会との連携活動推進に努めていただきたい旨が説明された。

### 【その他の報告・連絡事項】

#### 1 当面の主要会議等の開催計画に関する件

境専務理事から、当面の関係会議等の開催日程について説明がなされた。

#### 2 日本獣医師連盟の活動報告に関する件

北村日本獣医師連盟委員長から次のとおり日本獣医師連盟の活動が報告された。

公務員獣医師の処遇改善については、福岡県の事例について、他の都道府県で参考として取組みされているが、地方獣医師会によっては、議会に請願書を提出される事例もあり、国会議員の間でも理解が深まってきている。

動物愛護法の改正については、議員立法であるため、自由民主党の動物愛護議員連盟の鴨下一郎会長、山際大志郎幹事長、三原じゅん子事務局長のもとで議論がなされる。一方、マイクロチップについては、福岡県選出の山本幸三衆議院議員が座長、鬼木 誠衆議院議員が事務局長に就任され、党内での議論が進められるので、こちらも連繫を密に取組みたい。

本件は、環境省でも議論されるが、年明けの通常国会、予算成立後の5月の連休明けから本格的な議論が想定され、関係各位の意見もいただきながら、藏内会長初め執行部役員、木村部会長を始め動物福祉・愛護部会の委員会等とも情報を共有しながら取組みたい。

なお、獣医学部の新設についても、連盟では逐次問題提起をしながら、文部科学省、獣医学系16大学と連携をとって獣医学教育の国際水準化が図られるよう努力していきたい。